

マイナンバーカード 臨時窓口開設

マイナンバーカードの「申請」「受け取り」「パスワードロックの解除」「更新」に限り、役場住民課臨時窓口を開きます。

9月末までにマイナンバーカードの申請をされた方は、マイナポイントを受け取ることができます。(ポイント取得期限は令和5年2月末日まで)マイナポイント取得に関しては、役場1階3番窓口と2階6番窓口で、平日にお手伝いをしています。

また、マイナンバーカードをお持ちの方は「住民票の写し」と「印鑑登録証明書」をコンビニで取得できます。この機会にぜひ受け取りにお越しください。

▼**とき** 10月22日(土) 午前9時～正午

▼**ところ** 役場1階2番窓口住民課

▼**持ち物** 本人確認書類、申請書(なくても可)

▼**「受け取り」** 通知ハガキ、通知カード、本人確認書類

▼**「ロック解除」** 本人確認書類、マイナンバーカード

※受け取りは、必ずご本人様が来庁してください。

※本人確認書類は、顔写真付き以外は2点必要です。(学生証は顔写真付きでも2点必要)

▼**問合せ** 住民課住民・年金グループ
☎28・09666

Info

耐震診断・改修・ブロック塀 等撤去費補助制度

町では、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅または危険ブロック塀を対象に、住宅の耐震化・減災化を目指しています。

▼無料耐震診断

住宅の耐震改修をお考えの方は、まずは町の無料耐震診断をお申し込みください。専門の診断員が住宅にお邪魔して1時間程度の診断を行い、後日、結果報告書をお渡しするとともに耐震改修を行った場合の概算工事費や一般的な補強のアドバイスを行います。

▼耐震改修費補助制度

耐震診断の結果「倒壊又は大破壊の危険あり」と判定された住宅を、「一応安全」基準にするための耐震改修工事費用を補助する制度です。補助限度額は1棟あたり100万円です。なお、住宅の建替は補助の対象にはなりません。

▼段階的耐震改修費補助制度

2段階に分けて耐震工事を行う方に、2度に分けて工事費用を補助する制度です。1段階目で「全壊を防ぐ」工事を行い、2段階目で「一応安全」基準にする工事が対象です。通常の耐震改修工事より、一度に係る費用負担を抑えることができます。補助限度額は、1段階目60万円、2段階目30万円です。

▼耐震シェルター整備費補助制度

建物全体を補強するのではなく、一部分の安全を確保する整備費について

補助を行うものです。補助限度額は30万円です。

▼ブロック塀等撤去費補助制度

道路や公共施設に面したブロック塀等をすべて撤去する工事費用を補助する制度です。対象となるブロック塀等は、コンクリートブロック・レンガ・大谷石等の組積造の塀で、道路等からの高さが1m以上かつ組積造の部分が80cm以上のものです。補助限度額は10万円です。

▼代理受領制度について

補助金の申請者が、工業者に補助金の受領を委任することで、工業者が町からの補助金を直接受け取ることができる制度です。申請者は、工事費用から補助金額を除いた分の費用のみを用意すればよいこととなるため、当初の費用負担を軽減することができます。

詳しくはまちづくり推進課までお問い合わせいただくか町ホームページをご確認ください。

https://www.town.toyoyama.lg.jp/kurashi/seikatsu/index.html/

▼**申込み・問合せ** まちづくり推進課まちづくり推進グループ ☎28・0944

Info 行政相談週間

「行政相談」をご存知ですか。総務省では、国や特殊法人などの行っている仕事について、国民の皆様から苦情や意見・要望をお受けする「行政相談」を行っています。

この行政相談制度を、皆様知って

いただき、利用していただくため10月17日(月)から23日(日)まで「行政相談週間」を設けます。

年金、医療保険、税金、登記、環境衛生、消費者保護、交通安全、道路、窓口サービスなどについて、苦情やご意見・ご要望がありましたら、お気軽にご相談ください。

相談は、無料で秘密は守られます。

◎一日合同行政相談所の開設

総務省中部管区行政評価局は、次のとおり、「行政・法律なんでも相談所」を開設し、年金、税金、登記等の行政相談をはじめ、相続・離婚などの法律相談も受け付けます。どうぞ、お気軽にご利用下さい。

▼**とき** 10月26日(水) 午前10時～午後3時

▼**ところ** ナディアパーク3階デザインホール

▼**問合せ** 総務省中部管区行政評価局

住所 名古屋市中区三の丸2-5-1
名古屋合同庁舎第2号館

☎052・972・7415

なお、一日合同行政相談所当日以外でも、次の場所などでご相談に応じています。お気軽にご利用ください。

◎豊山町での行政相談

(よろず相談内で次のとおり開設します。)

▼**とき** 10月19日(水) 午後1時～午後3時

▼**ところ** 役場3階会議室3

▼**相談員** 行政相談委員

▼**問合せ** 総務課総務・財政グループ
☎28・6003